

# 財政援助団体等監査報告

## 1 監査の目的

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等に交付した補助金等に係る出納その他の事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかについて監査を実施しました。

## 2 監査の対象団体

財政援助団体 佐久市土地改良区  
所 管 部 局 経済部 耕地林務課

## 3 補助金等の名称

(単位:円)

補助金等の名称	平成28年度交付金額	平成29年度交付金額
土地改良区交付金(運営費)	9,500,000	8,875,000
土地改良区交付金(用水維持管理費)	3,522,000	3,522,000

## 4 監査の実施日

平成30年12月20日(木)

## 5 監査の方法

あらかじめ所管部局に提出を求めた下記の資料に基づき、関係職員から説明を聴取するとともに、関係書類の監査を実施しました。

- (1) 財政援助団体概況調書
- (2) 財政援助団体監査調書
- (3) 平成28年度～平成30年度の事業計画書及び予算書
- (4) 平成28年度～平成29年度の決算書(収支報告書)、事業報告書、金融機関の通帳の写し、決算監査時の監査報告書の写し
- (5) 会計処理及び事務処理を定めた規程等

## 6 監査の着眼点

監査の実施に際し、次の事項を基本的な着眼点として監査を実施しました。

『所管課関係』

- (1) 交付金の決定は法令等に適合しているか。
- (2) 財政的援助が既得権益化しているものはないか。また、随時社会情勢に合わせて見直されているか。

- (3) 交付金の目的及び対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
- (4) 交付金の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- (5) 交付金の条件の履行状況、対象事業の内容、対象経費、使途の適正性及び効果等について、実績報告書等により確認されているか。
- (6) 精算報告書の内容は十分に確認が行われているか。
- (7) 交付金の目的や効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。

#### 『団体関係』

- (1) 事業計画書、予算書及び決算諸表と所管課へ提出した実績報告書等は符合するか。
- (2) 交付金の請求、受領は適時に行われているか。
- (3) 事業は、計画に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、交付金が対象事業以外に流用されていないか。
- (4) 出納関係帳票の整備、記帳は適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備保存は適正か。
- (5) 交付金に係る収支の会計経理は適正か。
- (6) 精算報告は適正に行われているか。
- (7) 現金や預金通帳、銀行印等の管理は適切か。
- (8) 団体の監事は独立性が確保され有効に機能しているか。

## 7 監査の結果

交付金に係る出納その他の事務の執行については、概ね適正に処理されていると認められました。なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、口頭で指導したので記述を省略しました。

## 8 意見

土地改良区の事業は、農業生産の基盤整備及び開発を図り、もって農業の生産性の向上、農業総生産の増大、農業生産の選択拡大及び農業構造の改善に資することを目的としています。市からの交付金は、これらの事業実施に係る運営経費に対して交付され、土地改良区の安定的な運営及び幹線水路の適正な維持管理を図るための事業に活用されています。

今後、土地改良事業においては農業水利施設の老朽化に伴い施設更新が必要となってくることから、既存施設の効果的・効率的な活用による長寿命化への取り組みが重要と考えます。また、佐久平駅周辺の開発等の影響により、毎年組合員数及び地区面積が減少しています。これに加え農家の高齢化が進み、担い手不足及び耕作放棄地の増加等が大きな課題となっています。

こうした状況下において、土地改良区の役割は益々重要となってきています。農業水利施設の健全な維持管理のための費用は増加が予想されるなか、市民が良好な生活を営むうえで、土地改良区の管理運営体制の強化は必要不可欠なものです。また、平成31年4月1日施行の改正土地改良法では、昨今の土地改良事業をめぐる社会経済情勢の変化に適切

に対応するため所要の改正が行われました。改正法では、決算関係書類として貸借対照表の作成が義務付けられています。今後、施設の維持管理・更新を計画的に実施していくため、財産及び財務状況等を的確に把握し、組合員負担が抑制されるよう積立金の効果的な活用等により、より一層の経営健全化に取り組まれることを期待します。